

▶ ホーム

学会案内

▶ 概要

▶ 定款等

▶ 組織・役員

▶ 事務局・連絡先

市民の皆様へ

▶ 医療における放射線被曝

▶ 放射線科の紹介

▶ 放射線・原子力関連情報

▶ 放射線医学の歴史

▶ レントゲンの日

医学生・若手医師へ

▶ 若手医師・学生の皆様へ

臨床研修必修化後の受験資格について

2006-5-25 21:19:30

放射線科専門医認定委員会

“平成16年4月以降に医師免許を修得した人については義務化された臨床研修期間は専門医の修練期間には含めない”、従って最短では卒業後7年目に専門医の修得が可能となる、ということですので再度アナウンスいたします。

従来よりも1年遅れるようになります。

無論平成16年4月以前に医師免許を修得されたかたは従来通りです。

臨床研修期間中に学会に入会することは可能ですが、臨床研修期間は専門医の修練期間とはみなさないということです。

受験資格

従来

医学部卒業	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	卒業3年以上						
		修練機関で2年以上					
				4年目一次試験			
						6年目二次試験	

臨床研修必修化後

医学部卒業	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	臨床研修2年		修練機関で2年以上				
					5年目一次試験		
						7年目二次試験	

[このページのトップへ戻る↑](#)
▶ 入会案内**▶ 会員のみなさまへ**

▶ What's New

▶ 会員向けの情報

▶ 学会からの情報・ガイドライン

▶ 安全に関する情報

▶ 会報・会告

▶ 学会誌・出版物

▶ 学術大会(春・秋)

▶ 地方会案内

▶ 国際交流

▶ 関連学会集会

▶ 利益相反

▶ 専門医制度

▶ 医学物理士制度

▶ リンク集

▶ 電子放射線診療用語集

会員専用ページへ

閲覧には会員番号と
パスワードが
必要です



日本語

Search